

## 訓 令

### 埼玉県教育委員会訓令第四号

埼玉県教育局

県立教育機関

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年七月二十日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

教育局等の職員の勤務時間に関する規程（昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「いう。」の下に「及び平成三十年七月豪雨」を加え、「及び第二条」を「から第二条まで」に改める。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。